３．引当金及び見積額の計上基準
⑴　賞与引当金
運営費交付金による財源措置がなされない教職員の賞与の支給に備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
運営費交付金による財源措置がなされる教職員の賞与については、賞与引当金は計上しておりません。
なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。
⑵　退職給付引当金
運営費交付金による財源措置がなされない教職員の退職一時金の支給に備えるため、期末要支給額にて退職給付引当金を計上しております。
運営費交付金による財源措置がなされる教職員等の退職一時金については、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第83第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
⑶　徴収不能引当金
将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
⑷　貸倒引当金
将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
４．有価証券の評価基準及び評価方法
⑴　満期保有目的債券
償却原価法（定額法）を採用しております。
⑵　その他有価証券
移動平均法による原価法を採用しております。
５．収益及び費用の計上基準
附属病院の診療に係る収益は、主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。
６．たな卸資産の評価基準及び評価方法
⑴　評価基準
低価法を採用しております。
⑵　評価方法
移動平均法を採用しております。ただし、一部のたな卸資産については、最終仕入原価法を適用しております。
７．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
８．リース取引の会計処理
リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
９．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

【重要な会計方針の変更】
該当ありません。
【表示方法の変更】
該当ありません。
【会計上の見積りの変更】
当事業年度において、資産除去債務の会計上の見積りを変更しております。変更による影響額等につきましては、資産除去債務に関する注記に記載しております。
【重要な後発事象】
該当ありません。
【貸借対照表に関する注記】
１．債務保証の総額
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対する債務保証額　409,983,763円
２．担保に供している資産及び対応する債務残高
担保に供している資産　土地　6,165,497,942円
建物　9,130,138,104円
担保されている債務　長期借入金　9,504,167,000円
（うち、１年以内返済予定額　1,227,216,000円）
３．運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額　14,059,046,772円
４．運営費交付金から充当されるべき賞与引当相当額の見積額　1,367,553,478円
５．リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料
⑴　貸借対照表日以後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　3,329,040円
⑵　貸借対照表日以後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　8,654,800円
６．ＰＦＩに類似する取引のサービス部分に係る対価の支払予定額
⑴　貸借対照表日以後一年以内のＰＦＩに類似する取引期間に係る支払予定額　1,041,571円
⑵　貸借対照表日以後一年を超えるＰＦＩに類似する取引期間に係る支払予定額　28,122,417円
なお、サービス部分の支払額は、物価変動等に伴い改定されることがあります。
７．重要な債務負担行為
⑴　当事業年度契約済で翌期以降に支出を伴うもの
契約件数　33件
契約金額　2,593,799,417円
（うち、翌期以降に支出する金額　2,491,733,552円）
⑵　前事業年度以前に契約済で翌期以降に支出を伴うもの
契約件数　28件
契約金額　13,215,696,888円
（うち、翌期以降に支出する金額　6,356,918,926円）
８．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの
⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの
附属病院に関する借入金の元金償還額の累計　44,141,176,058円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計　34,447,729,318円
利益剰余金に与える影響額（差引き）　9,693,446,740円
⑵　附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの収益化額が二重になっていることによるもの
法人移行時に国から承継した資産について承継時に負債として計上していた額のうち、資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する当該負債の収益化累計額　1,209,723,669円